

吉田町監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、教育長から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成29年2月15日

吉田町監査委員 伊藤 利勝

吉田町監査委員 遠藤 孝子

監査の種別	監査の対象
定期監査	教育委員会事務局（生涯学習課）
<p>【指摘事項】（平成28年3月31日 吉監第53号）</p> <p>自動販売機電気使用料の調定事務及び収納事務について</p> <p>自動販売機設置事業者（以下「事業者」という。）と締結をした吉田町教育委員会が所管する施設における飲料用自動販売機取引契約書（以下「契約書」という。）に基づき、事業者から電気使用量及び売上金状況報告書（以下「報告書」という。）が上半期、下半期の二回提出されている。そして、提出された報告書に基づき、上半期、下半期の二回調定を行い、その都度、納入通知書を交付し、納付させている。</p> <p>しかしながら、吉田町財務規則及び契約書の規定に反する事務が散見されたので、適時、適正な調定事務及び収納事務が行われているとは認め難い。</p> <p>そこで、今後については、吉田町財務規則及び契約書の規定を遵守し、的確な内部統制を図り、調定事務及び収納事務を適時、適正に行うべきである。</p>	
<p>【措置の内容】（平成29年2月10日 吉教生第1109号）</p> <p>定期監査結果における指摘事項に基づき、別紙のとおり「飲料用自動販売機取引契約に関する行政財産目的外使用料・飲料用自動販売機電気使用料調定事務及び収納事務手順書」を作成し、当該手順書に基づき事務処理を進めることにより、吉田町財務規則第48条（徴収の手続）、第54条（納入通知書等の納期日等）、契約書第6条（報告書の提出）、第7条（電気使用量の算定等）の規定を遵守した適正な調定事務及び収納事務に努めていきます。</p>	